交通安全情報No.35

ストップ・ザ・交通事故

令和２年６月26日
警察本部交通部
交通総合対策センター

自転車運転者講習制度の対象となる危険行為に妨害運転が追加されます！

道路交通法施行令の改正に伴い、自転車運転者講習制度の対象となる危険行為に妨害運転が追加されます。（令和2年6月30日施行）

自転車運転者講習制度自体に変わりはありません。

対象となる危険行為に**妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）**が追加され、危険行為は14行為から15行為に変わります。

自転車運転者講習とは・・・

自転車の運転に関して酒酔い運転、信号無視などの危険行為（15行為。自転車の危険行為に係る交通事故を含みます。）を3年間で2回以上した人に対して、公安委員会が自転車運転者講習の受講を義務付けるものです。

危険行為を反復（3年以内に2回以上）
→ 講習の受講命令
→ 講習の受講（3時間　受講料6,000円）
→ 受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金